

相互扶助部年金 一時金請求お手続きのご案内

下記の手続き要領にそって、お手続きいただき、必ず郵送にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

1. 相互扶助部年金 一時金請求書のご記入

- (1) 太線内を黒または青の消えないペンでご記入願います。
記入箇所を修正される場合は、二重線で抹消の上、正当内容をご記入願います。
- ①「請求日(西暦)」欄のご記入 ⇒ この請求書を記入される日を「西暦」でご記入願います。
②「個人会員番号(受給者番号)」欄のご記入 ⇒ 個人会員番号(受給者番号)をご記入願います。
③「自署(フリガナ)」欄のご記入 ⇒ フリガナを含め必ず自署願います。
④「生年月日(西暦)」欄のご記入 ⇒ 生年月日(西暦)をご記入願います。
⑤「自宅住所(フリガナ)」欄のご記入 ⇒ 郵便番号、フリガナなど各項目をご記入願います。
⑥「指定金融機関口座」欄のご記入 ⇒ 金融機関・郵便局のいずれかにご記入願います。
(注) ・請求者名義に限ります。
・金融機関は普通口座に限ります(貯蓄口座は不可)。
・郵便局は総合通帳ばるる(送金機能付)に限ります。
※ 万一入金エラーが発生した場合、郵便局は再送金までに、時間を要する場合がございます。
- ⑦「ご請求」欄のご記入

2. ご提出いただく書類

- (1) 「相互扶助部年金 一時金請求書」
- (2) 下記いずれかの証書
・「相互扶助部退会給付金年金証書」
・「相互扶助部退職給付金年金証書」
・「テルウェル年金証書」
※「証書」紛失の場合は、「相互扶助部退会給付金年金証書 再発行依頼書」を、お客様センタにご請求の上、ご記入・押印いただき、本人確認書類として下記のいずれかを添付して必ず同時にご提出願います。
・印鑑証明書(発行から3カ月以内の原本)
・運転免許証の写し
・健康保険被保険者証の写し
・旅券(パスポート)の写し
・住民基本台帳カード(写真付)の写し

3. その他

- (1) 年金を一時金にする場合、残存年金原資より減額となります。金額については、下記にお問合せ願います。
(2) 配偶者継承した相互扶助部年金を一時金にする場合は、減額されません。
(3) 送金日につきましては、「相互扶助部年金一時金 支払予定日一覧表」をご参照願います。
(4) お手続き後は、「お手続き完了のご案内」が送付されます。
(5) 収益部分は課税の対象(一時所得)となります。
(6) 確定申告用資料は翌年1月頃に郵送いたします。

※ 申請内容の不備等、必要のある場合には問合せをさせていただきます。
以上ご不明な点等ございましたら、下記にお問合せ願います。

〒108-8528 東京都港区芝浦3-4-1
グランパークタワー23階
一般社団法人 電気通信共済会 お客様センタ
フリーダイヤル 0120-137294
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

相互扶助部年金 一時金請求書

一般社団法人 電気通信共済会 殿

電気通信共済会 相互扶助部規約に基づき、相互扶助部年金について下記のとおり請求します。

① 請求日(西暦)

年	月	日
---	---	---

② 個人会員番号 (受給者番号)								
(フリガナ) ③ 自署								
④ 生年月日(西暦)				年		月		日

⑤ 自宅住所(フリガナ)

〒	—	(フリガナ)	
都・道 府・県			
自宅TEL	() —	携帯番号	() —
メールアドレス			

⑥ 指定金融機関口座

金融機関名	支店名	店番号	口座種別	口座番号	口座名義(カナ)
			普通		
郵便局	通帳記号	通帳番号	通帳名義(カナ)		
	1 0				

⑦ ご請求 欄にレ印を記入願います。

<input type="checkbox"/>	一時金請求	添付書類 ・相互扶助部退会給付金年金証書
--------------------------	-------	-------------------------

(注意) ご請求にあたっては、年金証書(原本)の提示が必要となりますので、必ず添付願います。

○口座名義人は請求者(本人)に限ります。

○一時金のお支払額は規約により減額となりますので予めご承知願います。

<個人情報の取り扱いについて>

・この申請書に記載の個人情報について、電気通信共済会は相互扶助関係事業及び福利厚生サービス業務の運営、並びに電気通信共済会の運営において必要な範囲内で利用するとともに、厳重に取り扱ってまいります。